

**平成30年度サッカーキャンプ誘致戦略推進事業（受入市町村促進事業）
企画提案仕様書**

1 事業名

平成30年度サッカーキャンプ誘致戦略推進事業
(受入市町村促進事業)

2 事業期間

契約締結の日から平成31年3月29日（予定）

3 事業の目的

沖縄県では、スポーツツーリズムの一環として、サッカーキャンプ誘致等の取り組みを沖縄県に適合したスポーツツーリズムのあり方や必要施策を定めた「スポーツツーリズム誘致戦略」に基づき展開するとともに、経済効果等の実証調査を行ってきた。

サッカーキャンプの要件として「良好な芝生環境」が求められることから、誘致におけるインフラ整備として、受入市町村の新たな創出に取り組み、キャンプ実施希望のクラブの受入を行う。

また、グラウンド巡回支援を通して、県内グラウンド管理者との情報共有を図り、沖縄県全域におけるグラウンド芝生環境の向上に寄与する。

4 委託業務内容

(1) 受入グラウンドの創出支援事業

① 創出グラウンドの候補先の現状・課題の把握

※ サッカーキャンプの受入可能なグラウンドの創出支援として1施設を集中管理する。市町村グラウンド管理に係る管理費（人件費を除く）は事業予算の範囲内でグラウンド提供市町村と調整しながら補填する。

(2) グラウンド巡回支援事業

① 県内（離島含む）のグラウンド巡回及び芝生管理の情報共有（現状・課題の把握）

② サッカーキャンプ誘致に向けた県内グラウンドの芝生環境の向上

③ 市町村施設管理者及び県内関連事業者等との連携並びに情報交換会及び講習会等の開催

(3) 管理業務等

① 講習会における講師等との調整

② グラウンド管理者との調整

(4) 受入市町村促進事業に係る精算及び完了報告の取りまとめ

ア 上記（1）～（4）に係る実施計画書の作成（1部）

イ 上記（1）～（4）に係る事業実施報告書の作成（10部）

ウ 上記（1）～（4）に係る事業実施報告書（概要版）の作成（50部）

エ 上記（1）～（4）に係る精算報告書の作成（1部）

オ 上記（1）～（4）に係る経費の支払関係証拠書類の整理・保管

※ エ、オは月毎に管理しそれぞれが符合するように整理すること。

なお、沖縄県において、中間検査を年数回程度実施予定である。

5 提案総額の上限額

提案にあたっては、15,185,000 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案応募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

6 経費の計上

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内 容
I 人件費	事業に直接従事する者（以下「従事者」という。）の直接作業時間に対する人件費 （正職員と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、事業に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）の賃金は事業費に計上すること。）
II 事業費	
i 補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
ii 報償費	事業を行うために必要な謝金（会議、講演会等に出席した外部専門家に対する謝金等）
iii 旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費
iv 需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告所等の印刷製本に関する経費等
v 役務費	事業を実施するために必要な郵便・運送料、通信・電話料、広告料等に関する経費
vi 使用料・賃借料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費や、会議等の会場使用料等
vii その他必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
III 再委託費	県との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
IV 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一割の支払を認められた間接経費 （I 人件費＋II 事業費）×10%以内で計上する（小数点以下切捨て）
V 消費税	（I 人件費＋II 事業費＋III 再委託費＋IV 一般管理費）×8/100（小数点以下切捨て）

7 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

ア 契約額の50%以上を超える業務（但し、業務から「資料の収集・整理」、「複写・印刷・製本」、「原稿・データの入力及び集計」を除く）

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア チラシ、ポスターやWEB等の制作等

イ 下記(4)再委託の承認に定める「その他、簡易な業務」

ウ その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集、整理

イ 資料の複写、印刷、製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

8 実施報告書

印刷物及び電子ファイルで納入する。

実施報告書の体裁等は、以下の(1)から(5)までのとおりとすること。

(1) 版型は、A4版左綴じ、両面印刷を基本とする。

(2) 印刷は、ワープロ等で鮮明なものとする。カラー印刷は、可能とする。

(3) 取り組みの様子が分かるよう文書だけでなく、写真や図を2～3枚程度含めること。

(4) 本編の体裁は自由とする。

(5) 電子ファイルについては、以下のア及びイの両方の形式で保存するものとする。なお、提出にあたっては、すべての電子ファイルを1枚の媒体（CD、DVD等）に集約すること。

ア Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又はジャストシステムー太郎で編集可能なファイル形式

①原則として、報告書と同様の構成とする。

②編集に使用したソフトの制約によりやむを得ず、報告書と構成が異なる場合には、同等の内容（テキスト、図、画像）を含むデータを保存する。

イ PDF形式（Adobe Readerにて閲覧可能な形式）

①報告書と同様の構成とする。

②報告書の文章が検索可能となるテキスト入りのPDFファイルとすること。紙媒体の報告書を単純にスキャナにより画像として取り込み、PDFファイルに変換したのみで、テキスト情報が入らないものは不可とする。

③1つのファイルの大きさは、最大2MBとする。

9 成果物の提出期限及び提出場所

期限 平成31年3月29日（金）

場所 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

部数

(1) 委託業務完了報告書（1部）

(2) 実施報告書：製本（10部）及び概要版（50部）、電子ファイル

(3) 精算報告書（1部）

10 連絡調整

本事業は、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課と調整を図りながら実施すること。

11 沖縄県WEBサイトへの掲載

沖縄県は、報告書（概要版）の一部又は全部を、沖縄県のWEBサイトに掲載できるものとする。

受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、WEBサイト掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

12 事業の著作権

本事業で制作したPOPなどのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

13 その他

本仕様書に明示していない事項については、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課と協議の上、実施すること。